

## マイナンバー制度の円滑な運営に係る地方公共団体の負担軽減を求める意見書

マイナンバー（社会保障・税番号）制度の導入に伴い、市町村には通知カード・個人番号カードの交付について対応するよう求められている。マイナンバー制度関連システムの構築など基幹的事務を行う地方公共団体情報システム機構への交付金については、平成27年度は全額国庫補助（個人番号カード交付事業費補助金）が措置されている一方、市町村のカード交付事務に係る経費については、国が平成27年度に予算化した40億円を、市町村の人口比で按分した額によって交付申請を行うこととされ、本来全額が国庫負担であるべきところ、非常に低い補助上限額となっており、おのずと市町村は財源負担を強いられることとなっている。

また、平成28年度以降についても、個人番号カードは相当数の交付が見込まれるが、現時点では、これらに対して十分な補助金額が確保されるのか明確ではない。

よって、政府においては、地方公共団体の負担軽減のため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 平成28年度以降についても、地方公共団体情報システム機構に支払う交付金全額を国の負担とし、十分な予算を措置すること。
  - 2 円滑な個人番号カード交付事務を行うため、事務処理に必要な人員の確保やシステム整備経費など、全額を国の負担とし、十分な予算を措置すること。
  - 3 補助金交付やシステム改修フローなど、円滑に制度を推進するための必須の情報等は、地方公共団体の予算編成等に支障が出ないよう適時適切に提供すること。
  - 4 マイナンバー制度のスムーズな導入に向けて、地方公共団体職員や地域の事業者に対する研修用ガイドブックの作成や研修会の開催など、十分な支援を実施すること。
  - 5 配達できなかったマイナンバー通知の受取人の所在調査に要する経費の負担軽減を図ること。
  - 6 マイナンバー制度導入時の混乱に乗じた詐欺の防止や個人番号カードの円滑な交付の推進のための周知・広報に対する支援を実施すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月25日

内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
あて

福島県議会議長 杉山純一